

令和7年3月の商業登記規則の改正による

『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』の修正

令和7年3月、商業登記規則が改正され、管轄外の本店移転の登記の印鑑届書の提出が不要となりました（旧所在地の管轄登記所が新所在地の管轄登記所に印鑑記録を移送することになります）。この改正の施行は令和7年4月21日であり、令和8年度司法書士試験から出題範囲になりますので、『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』について、以下の修正をお願いいたします。

	修正前	修正後
P438 ／6～14行目	このとき、印鑑の提出（印鑑届）をする会社の場合、印鑑の提出（印鑑届）も旧所在地の管轄登記所を経由してする必要があります（商登規9条12項）。会社は、書面申請をするのであれば、本店所在地の管轄登記所に印鑑を提出する必要があります。管轄外移転だと、この「本店所在地の管轄登記所」が変わるので、 <u>新所在地の管轄登記所に印鑑を提出する（印鑑届をする）</u> のです。印鑑届には、 <u>印鑑提出者の本人確認のため、市区町村長の作成した印鑑証明書などを添付する必要があるのが原則です（商登規9条5項）。</u> しかし、 <u>旧所在地の管轄登記所に提出している印鑑と同じ印鑑を提出する場合は、印鑑証明書などを添付する必要はありません（平10.5.1民四876、令3.1.29民商11）。</u>	このとき、印鑑の提出（印鑑届）をする会社の場合、 <u>かつては、</u> 印鑑の提出（印鑑届）も旧所在地の管轄登記所を経由してする必要があります <u>ありました（旧商登規9条12項）。</u> 会社は、書面申請をするのであれば、本店所在地の管轄登記所に印鑑を提出する必要があるのですが、 <u>令和7年の改正で、登記所のほうで印鑑記録を移送してくれることになりました（商登規9条12項、13項）。</u>

	修正前	修正後
P438 ／下から6～3行目	また、 <u>印鑑</u> の提出（ <u>印鑑届</u> ）も、 <u>横浜地方法務局を経由して東京法務局新宿出張所に対してします。</u>	※削除 ※図の「 <u>印鑑届</u> 」も削除
P439 ／4～5行目	②却下事由がなければ、東京法務局新宿出張所宛ての申請書・添付書面・ <u>印鑑届</u> を東京法務局新宿出張所に送付します（商登法52条2項、 <u>商登規9条13項</u> ）。	②却下事由がなければ、東京法務局新宿出張所宛ての申請書・添付書面を東京法務局新宿出張所に送付します（商登法52条2項）。
P439 ／13行目	③送付された申請書・添付書面・ <u>印鑑届</u> の審査をします。	③送付された申請書・添付書面の審査をします。
P440 ／1行目	・横浜地方法務局が東京法務局新宿出張所に申請書・添付書面・ <u>印鑑届</u> を送付する前	・横浜地方法務局が東京法務局新宿出張所に申請書・添付書面を送付する前
P440 ／6行目	・横浜地方法務局が東京法務局新宿出張所に申請書・添付書面・ <u>印鑑届</u> を送付した後	・横浜地方法務局が東京法務局新宿出張所に申請書・添付書面を送付した後